公立大学法人公立小松大学における研究費の使用に関する行動規範

令和3年4月1日

公立大学法人公立小松大学(以下「本学」という。)をはじめとする各大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられているものである。従って、研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、その影響は本学だけに止まらず、研究費に係る助成制度そのものに悪影響を与える等、我が国全体の学術研究の発展の妨げにもなりかねないものである。

このため、本学の研究費の運営・管理に関与する構成員を対象として、次のとおり研究費の適正使用に関する行動規範をここに定める。

- 1 構成員は、研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、説明責任を果たせるよう、計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 2 構成員は、研究費の使用に当たり、当該研究費等の配分機関が定める各種要項及び本学 が定める規則等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守しなければならない。
- 3 構成員は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識の習得、 事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 4 構成員は研究の特性に配慮しつつ、目標とする研究成果が着実に得られるように、研究 費の効率的かつ効果的な使用に努めなければならない。
- 5 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 6 構成員は、研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招く ことのないよう公正に行動しなければならない。